

国立大学法人信州大学におけるネーミングライツ事業に関する基本方針
(第610回(令和6年9月18日)役員会承認)

1. 趣旨

国立大学法人信州大学(以下「本法人」という。)は、本法人の施設等の有効活用を図り、財源の多元化を通じた本法人の教育研究環境の向上に資する取り組みとして、保有施設やその他財産への命名権(ネーミングライツ)付与事業(以下「本事業」という)を実施する。

この基本方針は、本事業の実施にあたり基本的な事項を定めるものである。

2. 事業の概要

本事業は、本法人と財産命名権者(以下「ネーミングライツ・パートナー」という。)との契約により、ネーミングライツ・パートナーに対して本法人の保有施設及びその他財産に、企業名、商標名、シンボルマーク、別称等(以下「別称等」という。)を設定する権利を付与し、その対価としてネーミングライツ料を得るものである。

本事業の実施にあたっては、施設等の本来の目的に支障を及ぼさないようにするとともに、本法人の公共性を考慮し社会的な信頼性や公平性を損なわないように十分に留意する。

3. 対象施設等

本事業の対象となる施設等は、本法人が所有する施設、スペースその他全ての財産とする。ただし、寄附者の氏名等を冠したものは除く。

4. ネーミングライツ事業の種類

本事業の種類は、次の2つとする。

①提案募集型

ネーミングライツ・パートナーを希望する事業者等から別称等の提案を受け、ネーミングライツを付与するもの。

②施設特定型

本法人が特定の対象施設等についてネーミングライツ・パートナーを希望する事業者等を公募し、ネーミングライツを付与するもの。

5. ネーミングライツ・パートナー等の決定

ネーミングライツ・パートナー及び別称等の付与は、対象施設等を管理する部局(以下「管理担当部局」という。)の確認を経て、ネーミングライツ審査委員会において、応募資格、別称等、ネーミングライツ料、契約期間、経営状況等を総合的に審査の上で、学長が決定する。

6. 契約の締結

本法人とネーミングライツ・パートナーは、対象施設等ごとに、ネーミングライツ等に関して契約を締結する。

7. 事務

本事業に関する事務は、関係各部局の協力を得て、管理担当部局が行う。

8. その他

その他本事業に必要な事項は、別に定める。

附 則

この基本方針は、令和6年9月19日から実施する。

(制定理由)

ネーミングライツの実施に伴い、この基本方針を制定するものである。